

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	同居の承認		
根拠法令及び条項	公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 27 条第 5 項		
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	公営住宅法施行規則(昭和 26 年建設省令第 19 号)第 10 条	
	基 準	<p>法施行規則第 10 条に定めるところによる。</p> <p>1 次の場合には、承認しない。</p> <p>(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が公営住宅法施行令第 6 条第 5 項に規定する金額を超える場合</p> <p>(2) 当該入居者が公営住宅法第 32 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合</p> <p>2 事業主体は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、1 にかかわらず、承認をすることができる。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 2~3 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名)</p> <p>協議機関 日 (機関名)</p> <p>処分機関 2~3 日</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			